【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2019年4月24日提出

【計算期間】 第9期(自 2018年2月11日至 2019年2月10日)

【ファンド名】 NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信

【発行者名】野村アセットマネジメント株式会社【代表者の役職氏名】CEO兼代表取締役社長 中川 順子【本店の所在の場所】東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、日経・東商取白金指数 を対象指数(「対象指数」といいます。)とし、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コールローン等にも投資するとともに、商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に定めるものをいいます。以下同じ。)のうち白金属鉱(商品先物取引法施行令第1条第2項第16号に規定する白金属鉱をいいます。以下同じ。)を対象とする取引(「白金先物等取引」といいます。)を行ない、対象指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指す追加型株式投資信託です。

日経・東商取白金指数

日経・東商取白金指数は、東京商品取引所に上場されている白金先物の流動性の高い限月を対象限月として算出される指数です。2002年5月31日を基準日とし、その日の帳入値段に基づく指数値を100.00として算出されています。

投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、250億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更する ことができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は100口以上100口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。 基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離 が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。 収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株 式債 券	M M F	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内 外	その他資産 (商品)	ETF	特殊型
		資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般		(日本を含む)	
大型株	年2回		
中小型株	-		U 47.00 F
/ = **	年4回	日本	日経225
債券	# C = 1	- L //	
一般 公債	年6回 (隔月)	北米	
社債	(P用 <i>力)</i> 	区欠州	
その他債券	年12回	EX711	TOPIX
クレジット属性	(毎月)	アジア	1011%
()	(-3, 3)		
,	日々	オセアニア	
不動産投信			
	その他	中南米	その他
その他資産	()		(日経·東商取
(商品投資等取引)		アフリカ	白金指数)
\mathrew \cdot \cd			
資産複合		中近東	
() 次立和八田会型		(中東)	
資産配分固定型 ※金配公亦更刑		エフージング	
資産配分変更型	- 	エマージング	

当ファンドは、白金先物等取引を主要取引対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の 投資対象資産(その他資産(商品投資等取引))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(その他 資産(商品))とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は

以下の通りです。(2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分1

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする.
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

「特殊型:

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2010年2月12日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

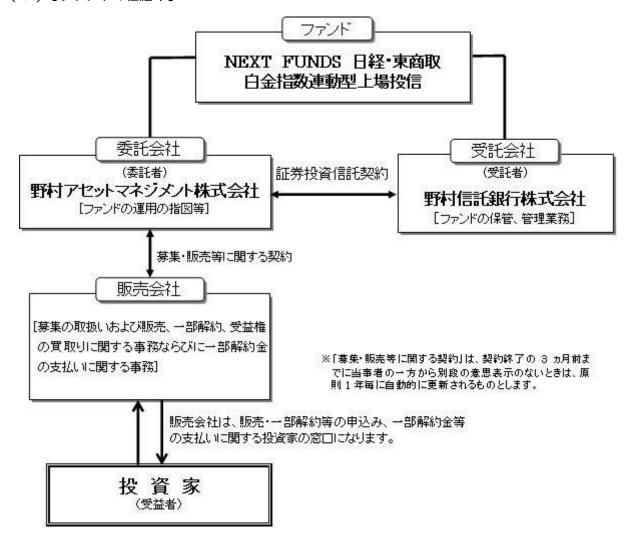
2010年2月15日 受益権を大阪証券取引所へ上場

2013年4月24日 「NEXT FUNDS 日経・東工取白金指数連動型上場投信」から「NEXT

FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信」へ名称を変更

2013年7月16日 取引所の統合により東京証券取引所に上場

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況(2019年3月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コールローン等にも投資するとともに、白金先物等取引を行ない、対象指数に連動する投資成果を目指します。

白金先物等取引の買建ての額は、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。

取引を行なう白金先物等取引の限月の変更は、対象限月銘柄の出来高その他流動性等を勘案して行ないます。

一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。

上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するために白金先物等取引の運用指図を行なうことがあります。

- イ.対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- 口.対象指数における、その採用銘柄の変更等が行なわれた場合または当該変更等が公表された場合
- 八. イおよび口のほか、基準価額と対象指数の連動性を維持する等のために必要な場合

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日経・東商取白金指数について

「日経・東商取白金指数」は、株式会社日本経済新聞社及び株式会社東京商品取引所によって独自 に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社及び株式会社東京 商品取引所は、「日経・東商取白金指数」自体及び「日経・東商取白金指数」を算定する手法に対 して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

「NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社及び株式会社東京商品取引所は、その運用及び「NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信」の取引に関して、一切の責任を負わない。株式会社日本経済新聞社及び株式会社東京商品取引所は、「日経・東商取白金指数」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。株式会社日本経済新聞社及び株式会社東京商品取引所は、「日経・東商取白金指数」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経・東商取白金指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

ファンドが対象とする指数の値動きについて

日経・東商取白金指数は、東京商品取引所に上場されている白金先物のうち、流動性の高い限月を対象限月 として、一定の計算ルールにしたがって指数化しております。

白金先物取引は、白金を受け渡すまでの白金の保管費用、金利負担等のコストに加えて、将来の需給見通し 等が織り込まれて価格が形成されるため、対象指数の値動きは、現物の白金価格とは異なります。

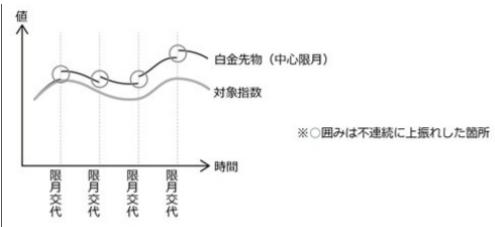
また、対象指数と白金先物取引の値動きの比較について、対象指数が採用する白金先物取引と比較する銘柄が異なる場合があるため、また、同じである場合でも、白金先物取引の価格の推移が不連続となる一方、対象指数は不連続となることを避けるための計算ルールを採用しているため、<u>対象指数の値動きは、白金先物</u>取引の価格とは異なります。

詳細は後述の〈補足〉をご参照ください。

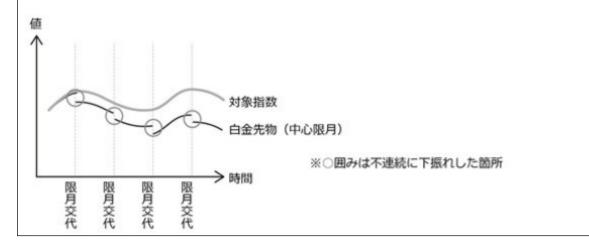
<補足>先物取引価格の不連続な推移と対象指数との乖離の特徴について

白金先物取引は、同じ白金が対象であっても取引期限ごとに異なる銘柄として取引されており、中心限月 (最も取引が多い銘柄)といった代表的な先物取引の価格は、取引期限が近づき取引量が低下するたび に、取引期限が先にある最も取引が多い先物取引の価格に取って代わられるため(限月交代といいます)、限月交代前後で値は不連続に推移します。

例えば、具体的に、白金の保管費用や金利負担といったコストは、取引期限までの期間が長いほど高く、 先物取引の価格も取引期限までの期間が長いものほど高い状況においては、中心限月の値動きは、同コス トの低下を価格に織り込みながら推移し、取引期限が近づき取引量が低下するたびに限月交代が生じるた め、不連続に上振れして推移します。一方、対象指数は、この限月交代の影響を排除して算出されるた め、同じ中心限月を指数の対象銘柄に採用する場合、限月交代に伴って先物取引の価格からの下方乖離が 生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



逆に、将来の需給見通し等の影響により、先物取引の価格が、取引期限までの期間が長いものほど価格が低い状況においては、中心限月の値動きは、同見通し等の影響による上昇を価格に織り込みながら推移し、取引期限が近づき取引量が低下するたびに限月交代が生じるため、不連続に下振れして推移します。一方、対象指数は、この限月交代の影響を排除して算出されるため、同じ中心限月を指数の対象銘柄に採用する場合、限月交代に伴って先物取引の価格からの上方乖離が生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



上図は、白金の先物取引の不連続な値動きと日経・東商取白金指数の値動きとの乖離の特徴を説明するためのイメージ図であり、実際の値動きを示したものではありません。また、白金の先物取引の値動きおよび日経・東商取白金指数の値動きは、上図に限定されるものではありません。

実際のファンドの基準価額は、白金先物等取引の買建て額が必ずしも純資産総額と同額とならないことや、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

(2)【投資対象】

円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、白金先物等取引を主要取引対象とします。なお、白金価格または白金先物価格等に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
- 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- ホ.商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するもの をいいます。以下同じ。)に係る権利
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを 指図します。

- 1.国債証券
- 2.地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 5. 社債券
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 9.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

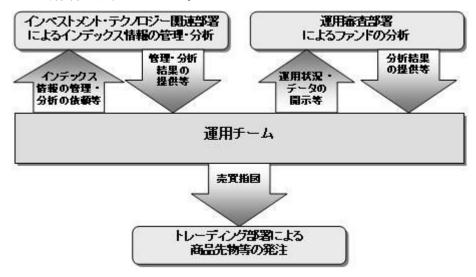
- 1. 預余
- 2.指定金銭信託(信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)に表示されるべきものを除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3. 商品投資等取引

(3)【運用体制】

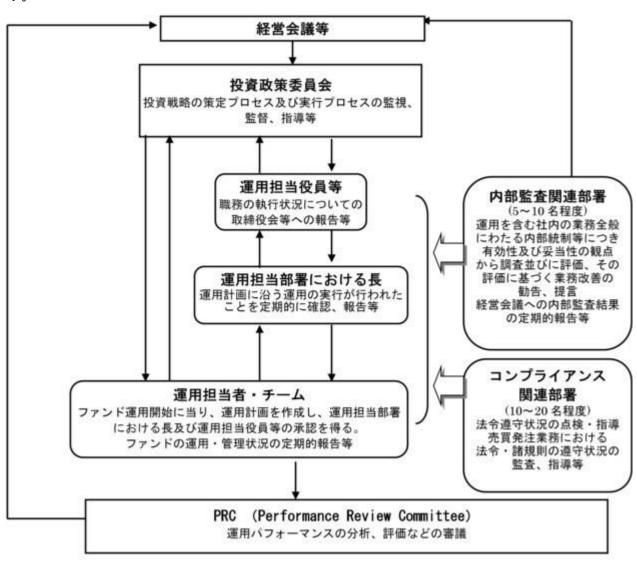
ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

信託財産から生ずる利子・配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

信託財産から生ずる利子・配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益 者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは 分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準 備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損 金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1.有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
- 2.有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金
- * 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

有価証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き ます。)への投資割合は、信託財産の資産総額の50%超とします。

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブ取引および商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を 超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行 ないません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図(約款第21条)

- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イ に掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項 第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引 と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含 めるものとします(以下同じ。)。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外 国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができま す。

スワップ取引の運用指図(約款第22条)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なっ た受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことの指図をすることができます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

商品投資等取引に係る権利の運用指図(約款第23条)

委託者は、運用の基本方針に沿った運用を行なうためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に 資するため、商品投資等取引に係る権利の取引を行なうことの指図をすることができます

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用に

よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

「白金先物等取引の価格変動リスク]

ファンドは、白金先物等取引を利用しますので、白金先物等取引の取引価格の変動により、ファンドの基準価額は変動します。特に白金先物市場の流動性の低下、投機家の参入、政府の規制・介入等によって、白金先物等取引の取引価格が著しく不安定となり、ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

「債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象指数と高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

白金先物等取引の買建ての額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと

追加設定・解約等に対応するために行なった白金先物等取引の約定値段と当該日の評価値段との ずれ

追加設定・解約時または取引を行なう白金先物等取引の限月の変更時等における売買コストの負担があること

取引を行なう白金先物等取引の限月の変更を対象限月銘柄の出来高その他流動性を勘案して行な うため、指数算出ルール通りに限月の変更を必ずしも行なわないため

公社債等の短期有価証券への投資による利子等収入があること

信託報酬等のコスト負担があること

また、主として以下のような状況が発生した場合、前記の「投資方針」に従って運用ができない場合があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

商品市場において取引規制が変更された場合または新たに導入された場合

運用資金が少額の場合

白金先物等取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に引き上げられた場合

市場の大幅な変動や流動性の低下等により、白金先物等取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合

*対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場 価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご留意ください。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

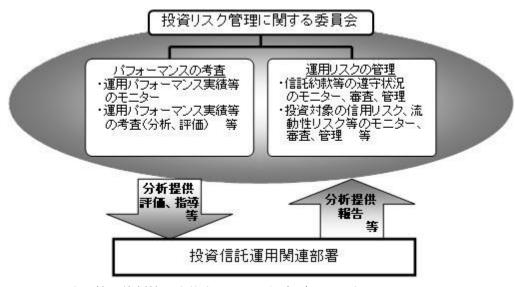
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

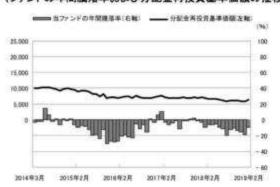


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

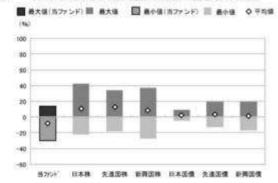
リスクの定量的比較

(2014年3月末~2019年2月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	出ファント	日本株	先進回株	新興医株	日本国債	先進回債	新興田僧
最大値(%)	34.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小镇(%)	△ 30.1	△ 22.0	∆ 175	Δ 27.4	Δ 4.0	∆ 123	Δ 17.4
平均值(%)	△84	10.9	12.3	B.1	2.0	3.4	1,5

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年3月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の養落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の機落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。

※分配金再投資基準価額は、役引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており。実際の基準価額と異なる場合があります。

< 代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 〇先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)
- 〇新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI国債

務を行う際に使用する名称です。

- 〇先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本。ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債: 」Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- CMSCIFKORUSA指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマーシング・マーケット・インテックス(配当込み、円ペース)・・MSCIFKORUSA指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが研発した指数です。同指数に対する著作権。知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、別指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ONOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的対意機は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完 住職性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- OFTSE世界間優インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界間優インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の跨極起職で加重平均した優勝インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの指的財産で
- OJPPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・「JPPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」にこでは「指数したできます。ことなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の布責を勧誘。何らかの売買の公式なコンファメーション、成いは指数に設達する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦争を何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ。その他の情報は適知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ。その他の情報は適知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものでもありません。エと、投資戦争を何らかの表質の公式のコンファン・アインのではおります。よれる市場価格、データ。その他の情報は適知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本実料に含まれる役行体の金融商品でいて、JPMや・ショント・国力を含めてポションを持ったり、売費を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、条行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。果然のJP Morgan Secursies LLCにこでは「JPMS-LLC」と呼びます)についての提別、保護または販売収益を行いません。おかまいはる投資を発きる投資に対していて、またな会務では、大きないは多様を表情をご言動とするはいはそれを目的とする接受の可否について、指数スポンサーに一切の表明または保証、成いは伝達または不増を行ならのではありません。指数スポンサーは、指数スポンサーによりはません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されては数りません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されてで指数スポンサーに帰属します。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売基準価額(取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に100.05%の率を乗じて得た価額)に、

販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取り を行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の48.6 (税 抜年10,000分の45)以内の率(2019年4月24日現在年10,000分の48.6 (税抜年10,000分の45))を乗じて得た額 とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社> <受託会社>

年10,000分の40 年10,000分の5

*上記配分は、2019年4月24日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年10,000分の49.5となります。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴	ファンドの財産の保管・管
う調査、受託会社への指	理、委託会社からの指図の
図、法定書面等の作成、基	実行等
準価額の算出等	

(4)【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標

(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

2019年4月24日現在、受益者の負担する商標使用料等は、純資産総額に対し、年0.027% *1(税抜年 0.025%)を乗じて得た額とします。ただし、税抜10万円を下回る場合は10.8万円 *2 (税抜10万円)とします。なお、当該下回る場合は、純資産総額に年0.027% *1 (税抜年0.025%)を乗じて得た額との差額を委託会社が負担します。

2019年4月24日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した 年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.0081% *3 (税抜0.0075%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.0081%³(税抜0.0075%)。

*2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、*1が年0.0275%、*2が11万円、*3が0.00825%となります。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に 相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、 基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきま す。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

	《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》	《配当所得》
- 1	#+ ㅡ ハ키(ᆂ ^{\´-')} 쥬테고	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

*少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。 NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所 得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の 受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2019年2月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2019年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他資産(負債控除後)		324,717,810	100.00
合計(純資産総額)		324,717,810	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
商品先物取引	買建	日本	323,990,500	99.77

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/	枚数	通貨	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
商品先物取引	東京商品取引所	商品先物白金(2020年02月限)	買建	105,500	日本円	322,513,500	323,990,500	99.77

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2019年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり糾	金融商品取引所	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	取引価格(円)
第1計算期間 (2011年 2	月10日)	561	561	289.5100	289.5100	290
第2計算期間 (2012年 2	月10日)	461	461	238.1400	238.1400	238
第3計算期間 (2013年 2	月10日)	572	572	295.2800	295.2800	296
第4計算期間 (2014年 2	月10日)	503	503	259.5200	259.5200	256
第5計算期間 (2015年 2	月10日)	504	504	260.1900	260.1900	255
第6計算期間 (2016年 2	月10日)	365	365	188.4400	188.4400	188
第7計算期間 (2017年 2	月10日)	388	388	200.5200	200.5200	187
第8計算期間 (2018年 2	月10日)	360	360	185.8600	185.8600	177
第9計算期間 (2019年 2	月10日)	296	296	153.0600	153.0600	146
2018年	2月末日	357		184.1200		176
	3月末日	340		175.4100		176
	4月末日	338		174.3600		177
	5月末日	338		174.4800		
	6月末日	321		165.5400		165
	7月末日	314		162.1400		169
	8月末日	299		154.2900		157
	9月末日	310		160.2600		
1	0月末日	319		164.8500		155
1	1月末日	313		161.4500		153
1	2月末日	301		155.1800		144
2019年	1月末日	302		155.9100		149
	2月末日	324		167.3800		152

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

金融商品取引所の統合により、2013年7月16日以降は大阪取引所(旧大阪証券取引所)から東京証券取引所に取引価格の取得先が変更になっております。

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年 2月12日~2011年 2月10日	0.0000円
第2計算期間	2011年 2月11日~2012年 2月10日	0.0000円
第3計算期間	2012年 2月11日~2013年 2月10日	0.0000円
第4計算期間	2013年 2月11日~2014年 2月10日	0.0000円
第5計算期間	2014年 2月11日~2015年 2月10日	0.0000円
第6計算期間	2015年 2月11日~2016年 2月10日	0.0000円
第7計算期間	2016年 2月11日~2017年 2月10日	0.0000円
第8計算期間	2017年 2月11日~2018年 2月10日	0.0000円
第9計算期間	2018年 2月11日~2019年 2月10日	0.0000円

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年 2月12日~2011年 2月10日	12.2%
第2計算期間	2011年 2月11日~2012年 2月10日	17.7%
第3計算期間	2012年 2月11日~2013年 2月10日	24.0%
第4計算期間	2013年 2月11日~2014年 2月10日	12.1%
第5計算期間	2014年 2月11日~2015年 2月10日	0.3%
第6計算期間	2015年 2月11日~2016年 2月10日	27.6%
第7計算期間	2016年 2月11日~2017年 2月10日	6.4%
第8計算期間	2017年 2月11日~2018年 2月10日	7.3%
第9計算期間	2018年 2月11日~2019年 2月10日	17.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

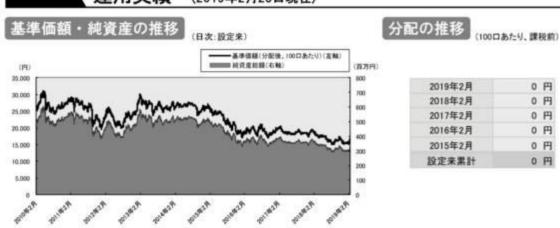
(4)【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年 2月12日~2011年 2月10日	1,940,000		1,940,000
第2計算期間	2011年 2月11日~2012年 2月10日			1,940,000
第3計算期間	2012年 2月11日~2013年 2月10日			1,940,000
第4計算期間	2013年 2月11日~2014年 2月10日			1,940,000
第5計算期間	2014年 2月11日~2015年 2月10日			1,940,000
第6計算期間	2015年 2月11日~2016年 2月10日			1,940,000
第7計算期間	2016年 2月11日~2017年 2月10日			1,940,000
第8計算期間	2017年 2月11日~2018年 2月10日			1,940,000
第9計算期間	2018年 2月11日~2019年 2月10日			1,940,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績 (2019年2月28日現在)

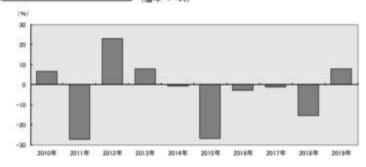


主要な資産の状況

投資比率

DO SE PORT			
資産の種類/名称	種類	投資比	率(96)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-		100.0
(内) 商品先物白金(2020年02月限)	商品先物取引	(百姓)	99.8

年間収益率の推移



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- -2010年は設定日(2010年2月12日)から年末までの収益率。
- -2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込受付日の前営業日の午後3時までに委託者に追加設定の連絡をして 受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の期日または期間(「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日(第2号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- 1.取得申込日当日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内。(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内。)
- 2. 上記1のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。 野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は100万口以上1万口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に100.05%の率を乗じて得た価額 (「販売基準価額」といいます。)とします。

金融商品取引所における取引の停止、商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受け付けを停止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数 の受益権をもって一部解約の実行を 請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日(「解約申込日」といいます。)の午後3時までに 委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

100万口以上1万口单位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、 当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解 約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微 である等と判断される期日および期間(第3号に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行 の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

- 1.取引を行なう白金先物等取引(商品投資等取引のうち白金属鉱(商品先物取引法施行令第1条第2項第 16号に規定する白金属鉱をいいます。)を対象とするものをいいます。)の限月の変更を行なう期間 として委託者が別に定めるもの
- 2.解約申込日当日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内。(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内。)
- 3. 上記1及び2のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。 信託財産留保額は、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じて ご負担いただきます。

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、商品市場における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(b) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中に、自己に帰属する受益権につき、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することができません。

(c)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の 3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料 および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、商品市場における取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを停止することおよびすでに受付け た受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価 して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- 1.信託財産に属する有価証券の時価評価は、原則として、計算日(外国において取引されているものについては、原則として、計算日の前日となります。)における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。
- 2.信託財産に属する商品投資等取引に係る権利の時価評価は、原則として、当該商品投資等取引 に係る権利が上場されている商品取引所(商品先物取引法第2条第1項に規定する商品取引所をい います。)が発表する計算日の清算値段または帳入値段により評価するものとします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

<追加信託金>

()追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.05%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

()追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

< 受益権と一部解約金の計理処理 >

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2010年2月12日設定)。

(4)【計算期間】

毎年2月11日から翌年2月10日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

- ()委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された後は、委託者は、直ちに、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の 日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約 に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発しま す。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了さ せる場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

(e)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(c)信託約款の変更等」()に規定する書面に付記し

ます。

(f)金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、 当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守 し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止そ の他の措置に従うものとします。

(g)信託財産の登記等および記載等の留保等

- ()信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすること とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ()上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとき は、速やかに登記または登録をするものとします。
- ()信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する 旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと します。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理するこ とがあります。
- ()動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(i)再投資の指図

委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(i)受託者による資金立替え

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k)委託者の登録取消等に伴う取扱い

- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ()上記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託 会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決とな る場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(1)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (n) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- (q)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

収益分配金の支払い

収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- ()受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ()会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称 および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。 また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者から の申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

()会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める 事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に 報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

収益分配金請求権の失効

受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を 委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、委託者に帰属します。

償還金に対する請求権

償還金の支払い

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記 の会員等から支払います。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数 の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日(「解約申込日」といいます。)の午後3時までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

100万口以上1万口单位

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者 にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2018年2月11日から2019年2月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第8期 (2018年 2月10日現在)	第9期 (2019年 2月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	355,530,034	292,528,368
派生商品評価勘定	5,462,000	1,266,000
差入委託証拠金	580,000	4,009,000
流動資産合計	361,572,034	297,803,368
資産合計	361,572,034	297,803,368
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	98,469	84,116
未払委託者報酬	787,714	672,866
未払利息	724	1,467
その他未払費用	119,587	105,690
流動負債合計	1,006,494	864,139
負債合計	1,006,494	864,139
純資産の部		
元本等		
元本	500,520,000	500,520,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	139,954,460	203,580,771
元本等合計	360,565,540	296,939,229
純資産合計	360,565,540	296,939,229
負債純資産合計	361,572,034	297,803,368

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	第8期 2017年 2月11日 2018年 2月10日	自 至	第9期 2018年 2月11日 2019年 2月10日
営業収益				
受取利息		77		-
派生商品取引等損益		26,389,971		61,730,276
営業収益合計		26,390,048		61,730,276
三世 三世 三世				
支払利息		147,128		208,277
受託者報酬		195,808		174,195
委託者報酬		1,566,365		1,393,404
その他費用		134,415		120,159
営業費用合計		2,043,716		1,896,035
営業利益又は営業損失()		28,433,764		63,626,311
経常利益又は経常損失()		28,433,764		63,626,311
当期純利益又は当期純損失()		28,433,764		63,626,311
ー部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		-		-
期首剰余金又は期首欠損金()		111,520,696		139,954,460
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		139,954,460		203,580,771

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	先物取引
	取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ
	る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取
	引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4 . その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 2月11日から2019年 2月
	10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期			第9期		
2018年 2月10日現在			2019年 2月10日現在		
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1 .	計算期間の末日における受益権の総数		
	1,940,000	긔		1,940,000□	
2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す	2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項	第10号に規定す	
	る額		る額		
	元本の欠損 139,954,460	9	元本の欠損	203,580,771円	
3 .	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		計算期間の末日における1単位当たりの	D純資産の額	
	1口当たり純資産額 185.86	9	1口当たり純資産額	153.06円	
	(100口当たり純資産額) (18,586円)	(100口当たり純資産額)	(15,306円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期				第9期			
自 2017年 2月11日				自 2018年 2月11日			
至 2018年 2月10日				至 2019年 2月10日			
1.分配金の計算過程			1	1.分配金の計算過程			
項目				項目			
当期配当等収益額	A	147,205円		当期配当等収益額	А	208,277円	
分配準備積立金	В	15,939,536円		分配準備積立金	В	17,983,329円	
配当等収益合計額	C=A+B	16,086,741円		配当等収益合計額	C=A+B	18,191,606円	
経費	D	1,896,588円		経費	D	1,687,758円	
収益分配可能額	E=C-D	0円		収益分配可能額	E=C-D	0円	
収益分配金	F	0円		収益分配金	F	0円	
次期繰越金(分配準備積立	金) G=E-F	17,983,329円		次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	19,879,364円	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

口数	Н	1,940,000□	
100口当たり分配金	I=F/H × 100	0円	

口数	Н	1,940,000□
100口当たり分配金	I=F/H × 100	0円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期	第9期
自 2017年 2月11日	自 2018年 2月11日
至 2018年 2月10日	至 2019年 2月10日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取	同左
引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
これらは、白金先物等取引の価格変動リスク、金利変動リス	
クなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらさ	
れております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資す	
ることを目的として、商品先物取引を行なっております。当	
該デリバティブ取引は、対象とする商品等に係る価格変動リ	
スクを有しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
ं	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	
組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	
把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期	第9期		
2018年 2月10日現在	2019年 2月10日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額		

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておいます。

同左

2. 時価の算定方法

同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期	第9期
自 2017年 2月11日	自 2018年 2月11日
至 2018年 2月10日	至 2019年 2月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	第8期	第9期	
	自 2017年 2月11日	自 2018年 2月11	日
	至 2018年 2月10日	至 2019年 2月10	日
期首元本額	500,520,000円	期首元本額	500,520,000円
期中追加設定元本額	0円	期中追加設定元本額	0円
期中一部解約元本額	0円	期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第8期(2018年 2月10日現在)			第9期(2019年 2月10日現在)					
種類	契約額等(円) うち1年 時価(円) 評価損益(円) 超		契約額等(円) うち1年 時価(円) 評価損益(円) 超					
市場取引								

商品先物取引								
買建	355,574,000	-	361,036,000	5,462,000	294,450,500	-	295,716,500	1,266,000
合計	355,574,000	-	361,036,000	5,462,000	294,450,500	-	295,716,500	1,266,000

(注)時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年2月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019年2月10日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年2月28日現在

資産総額	647,400,509円
負債総額	322,682,699円
純資産総額(-)	324,717,810円
発行済口数	1,940,000□
1口当たり純資産額(/)	167.38円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	—— 純資産総額(百万円)
12///	1 221	" 0 2 4 1 1 2 1 3 1 3 /

追加型株式投資信託	1,025	27,667,769
単位型株式投資信託	152	792,514
追加型公社債投資信託	14	5,163,236
単位型公社債投資信託	413	1,739,695
合計	1,604	35,363,214

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、 EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度		当事業年度		
		(2017年3	3月31日)	(2018年3	(2018年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
(資産の部)						
流動資産						
現金・預金			127		919	
金銭の信託			52,247		47,936	
有価証券			15,700		22,600	
前払金			33		0	
前払費用			2		26	
未収入金			495		464	
未収委託者報酬			16,287		24,059	
未収運用受託報酬			7,481		6,764	
繰延税金資産			1,661		2,111	
その他			42		181	

					有価証券
貸倒引当金			11		15
流動資産計			94,066		105,048
固定資産					
有形固定資産			1,001		874
建物	2	377		348	
器具備品	2	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,165		13,825
投資有価証券		1,233		1,184	
関係会社株式		8,124		9,033	
従業員長期貸付金		-		36	
長期差入保証金		44		54	
長期前払費用		37		36	
前払年金費用		2,594		2,350	
繰延税金資産		960		962	
その他		170		168	
貸倒引当金		-		0	
固定資産計			21,353		21,857
資産合計			115,419		126,906

		前事業年度		当事業年度		
		(2017年3	3月31日)	(2018年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百	万円)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金			98		133	
未払金	1		10,401		17,853	
未払収益分配金		1		1		
未払償還金		31		31		
未払手数料		5,242		7,884		
関係会社未払金		4,438		7,930		
その他未払金		687		2,005		
未払費用	1		9,461		12,441	
未払法人税等			714		2,241	
前受収益			39		33	
賞与引当金			4,339		4,626	
流動負債計			25,055		37,329	
固定負債						
退職給付引当金			2,947		2,938	
時効後支払損引当金			538		548	
固定負債計			3,485		3,486	
負債合計			28,540		40,816	
(純資産の部)						
株主資本			86,837		86,078	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		

利益剰余金		55,927		55,168
利益準備金	685		685	
その他利益剰余金	55,242		54,483	
別途積立金	24,606		24,606	
繰越利益剰余金	30,635		29,876	
評価・換算差額等		41		11
その他有価証券評価差額金		41		11
純資産合計		86,878		86,090
負債・純資産合計		115,419		126,906

(2)【損益計算書】

		前事業		 当事業年度		
		(自 2016年	F4月1日	(自 2017年4月1日		
	\ <u>\</u>	至 2017年	F3月31日)	至 2018年	F3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百	百万円)	
営業収益						
委託者報酬			96,594		115,907	
運用受託報酬			28,466		26,200	
その他営業収益			266		338	
営業収益計			125,327		142,447	
営業費用						
支払手数料			39,785		45,252	
広告宣伝費			1,011		1,079	
公告費			0		0	
調査費			26,758		30,516	
調査費		5,095		5,830		
委託調査費		21,662		24,685		
委託計算費			1,290		1,376	
営業雑経費			4,408		5,464	
通信費		162		125		
印刷費		940		966		
協会費		76		79		
諸経費		3,228		4,293		
営業費用計			73,254		83,689	
一般管理費						
給料			11,269		11,716	
役員報酬	2	301		425		
給料・手当		6,923		6,856		
賞与		4,044		4,433		
交際費			126		132	
旅費交通費			469		482	
租税公課			898		1,107	
不動産賃借料			1,222		1,221	
退職給付費用			1,223		1,119	
固定資産減価償却費			2,730		2,706	
諸経費			8,118		9,122	
一般管理費計			26,059		27,609	

			26,012		31,148
--	--	--	--------	--	--------

		(自 2016年	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		€年度 Ε4月1日 Ε3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百	万円)
営業外収益					
受取配当金	1	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
経常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	3	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		439
当期純利益			25,637		24,840

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

株主資本								
	資	本剰余:	 金		利益	i剰余金		
					その他利	益剰余金		 株 主
資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利益	資本
吳个亚	準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	合計
	— IHI 312	剰余金	合 計	— MH 372	積立金	利益	合 計	
						剰余金		

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位:百万円)

	評価・換	算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	5,308	5,308	5,308
額)			
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

		株主資本									
	資		本剰余:	 金	利益剰余金						
						その他利	益剰余金		株主		
	資本金	資 本準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	資本合計		
 当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837		
当期変動額	,	, -	,	-, -		,	,	,-			
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598		
当期純利益							24,840	24,840	24,840		
株主資本以外											
の項目の当期											
変動額(純											
額)											

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位:百万円)

			(1 12 1 17 17 17)
	評価・攅	 算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	29	29	29
額)			
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

> (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方 法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取 得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得 した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しており ます。

主な耐用年数は以下の通りであります。

38~50年 建物 附属設備 8~15年 20年 構築物 4~15年 器具備品

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に よっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控 除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しておりま す。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、 金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対 照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払 金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	当事業年度末
(2017年3月31日)	(2018年3月31日)
1.関係会社に対する資産及び負債	1. 関係会社に対する資産及び負債
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれてい	区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている
ものは、次のとおりであります。	ものは、次のとおりであります。
未払費用 938百万円	未払費用 1,781百万円
 2.有形固定資産より控除した減価償却累計額	 2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 建物 681百万円	建物 708百万円
器具備品 3,331	器具備品 3,491
合計 4,013	合計 4,200

損益計算書関係

前事業年度			当事業年度	
(自 2016年4月1	日	(自	2017年4月1日	
至 2017年 3 月3 ⁻	1日)	至	2018年3月31日)	
1.関係会社に係る注記		1.関係会社に係る	·注記	
区分掲記されたもの以外で	関係会社に対するもの	区分掲記された	こもの以外で関係会	社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりで	·あります。	
受取配当金	5,252百万円	受取配当金		4,026百万円
支払利息	17	支払利息		2
2 . 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に ります。	基づき支給されてお	2.役員報酬の範囲	l額 (同左)	

3.固定資産除却損	
建物	-百万円
器具備品	0
ソフトウア	I 9
合計	9

. 回止貝性际却損	
建物	4百万円
器具備品	0
ソフトウェ	53
ア	
合計	58

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額34,973百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額6,790円基準日2016年3月31日効力発生日2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円1 株当たり配当額 594円87銭効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額282百万円1 株当たり配当額54円93銭効力発生日2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額87百万円1株当たり配当額16円89銭効力発生日2016年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日2017年3月31日効力発生日2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日2017年3月31日効力発生日2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月25日

金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	104位
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-

合計	91,843	-	-	-	
	l '				

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

貸借対照表計上額	時価	差額

919	919	_
		_
47,936	47,936	-
24,059	24,059	-
6,764	6,764	-
22,600	22,600	-
22,600	22,600	-
102,279	102,279	-
17,853	17,853	-
1	1	-
31	31	
7,884	7,884	
7,930	7,930	
2,005	2,005	-
12,441	12,441	-
2,241	2,241	
32,536	32,536	-
	24,059 6,764 22,600 22,600 102,279 17,853 1 31 7,884 7,930 2,005 12,441 2,241	24,059 24,059 6,764 6,764 22,600 22,600 22,600 22,600 102,279 102,279 17,853 17,853 1 1 31 31 7,884 7,884 7,930 7,930 2,005 2,005 12,441 12,441 2,241 2,241

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照く ださい。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	4年以由	1年超	5年超	40年却
	1年以内 	5年以内	10年以内	10年超
預金	919	ı	-	ı
金銭の信託	47,936	-	-	
未収委託者報酬	24,059	-	-	
未収運用受託報酬	6,764	-	-	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	
合計	102,279	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2017年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2017年3月31日)
 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2017年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2017年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	1	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-

合計 15,700 15,700 -

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 2 . 満期保有目的の債券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

- 1.採用している退職給付制度の概要
 - 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。
- 2.確定給付制度

/ / > > PROMA / 1 / = 76	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	40,000 王丁田
退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
及び前払年金費用の調整表	16,578 百万円 16,572
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産	16,578 百万円 16,572 5
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円 16,572 5 2,967
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未額識数理計算上の差異	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未額識数理計算上の差異	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352 889 百万円 125 394

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

槓立型制度の退職給付債務	18,163 白万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.9%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

(2017年3月31日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の3		当事業年度末 (2018年 3 月31日)				
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の		(2018年3月31日)				
	主な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の			
内訳		内訳				
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円			
賞与引当金	1,345	賞与引当金	1,434			
退職給付引当金	913	退職給付引当金	910			
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	417			
未払事業税	110	未払事業税	409			
関係会社株式評価減	247	関係会社株式評価減	247			
ゴルフ会員権評価減	212	ゴルフ会員権評価減	207			
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171			
時効後支払損引当金	166	時効後支払損引当金	169			
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148			
未払子会社役務提供費用	-	未払子会社役務提供費用	121			
未払社会保険料	85	未払社会保険料	107			
関係会社株式譲渡益	88	関係会社株式譲渡益	-			
その他	274	その他	197			
操延税金資産小計	4,183	繰延税金資産小計	4,543			
評価性引当額	739	評価性引当額	735			
繰延税金資産合計	3,444	繰延税金資産合計	3,808			
操延税金負債	·	繰延税金負債	· · · · · ·			
その他有価証券評価差額金	18	その他有価証券評価差額金	5			
前払年金費用	804	前払年金費用	728			
操延税金負債合計	822	繰延税金負債合計	733			
	2,621	繰延税金資産の純額	3,074			
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人利との差異の原因となった主な項目別の内訳	说等の負担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳				
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%			
(調整)	01.070	(調整)	31.070			
で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	0.1%	、『『正』 交際費等永久に損金に算入されない項	0.2%			
受取配当金等永久に益金に算入されな	0.170	目	0.270			
い項目	6.2%	1 受取配当金等永久に益金に算入され				
タックスヘイブン税制	0.2%	ない項目	3.4%			
外国税額控除	0.2%	タックスヘイブン税制	1.8%			
外国子会社からの受取配当に係る外国	0.270	外国税額控除	0.2%			
源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外	0.270			
その他	0.2%	国源泉税	0.3%			
	25.7%	その他	0.4%			
	20.170		29.3%			
		ᅥᅥᆔᄊᄉᄉᄉᅅᅜᅀᆈᄰᄼᆡᅜᄝᄼᅜᄉᄭᄊᅙᄝᄝᅼᆍ	∠0.0/0			

セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	24,500	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	24,500	金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	17	未払費用	-

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービ ス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソ フトウェア 開発の委託 等(*2)	787	未払費用	-

(ウ)兄弟会社等

	()))									
	会社等				議決権等	関連当事者との		取引		期末
種類	の名称	所在地	資本金	事業の内容	の所有	関係	取引の内容	金額	科目	残高
	の石柳				(被所有)割合	天 赤		(百万円)		(百万円)
						当社投資信託				
						の募集の取扱	 投資信託に			
						及び売出の取	係る事務代			
親会社の	野村證券株式	東京都	10,000	証券業		扱ならびに投	行手数料の	33,019	未払手数	4,486
子会社	会社	中央区	(百万円)	並分未	-	資信託に係る	支払(*3)	33,019	料	4,400
						事務代行の委	×1Δ(3)			
						託等				
						役員の兼任				

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	3,000	金	-
						役員の兼任	借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ)子会社等 該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度	
(自 2016年4月1日		(自 2017年4月1日	
至 2017年3月31日)		至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,867円41銭	1 株当たり純資産額	16,714円33銭
1 株当たり当期純利益	4,977円49銭	1 株当たり当期純利益	4,822円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利品	益については、潜│
在株式が存在しないため記載しておりま	きせん。	在株式が存在しないため記載しており	ません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,637百万円	損益計算書上の当期純利益	24,840百万円
普通株式に係る当期純利益	25,637百万円	普通株式に係る当期純利益	24,840百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な「	为訳	普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

[重要な後発事象]

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited (エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」)の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社(以下「エイト証券」)の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2018年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		948
金銭の信託		43,002
有価証券		6,700
未収委託者報酬		25,448
未収運用受託報酬		6,582
その他		726
貸倒引当金		16
流動資産計		83,392
固定資産		
有形固定資産	1	793
無形固定資産		6,661
ソフトウェア		6,660
その他		0
投資その他の資産		18,807
投資有価証券		2,582

·	
関係会社株式	11,477
前払年金費用	2,191
繰延税金資産	2,108
その他	448
固定資産計	26,262
資産合計	109,654

		2018年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		8,085
その他未払金	2	4,704
未払費用		11,109
未払法人税等		1,588
賞与引当金		2,349
その他		149
流動負債計		28,014
固定負債		
退職給付引当金		3,087
時効後支払損引当金		557
固定負債計		3,644
負債合計		31,658
(純資産の部)		
株主資本		77,899
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,989
利益準備金		685
その他利益剰余金		46,303
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,697
評価・換算差額等		97
その他有価証券評価差額金		97
純資産合計		77,996
負債・純資産合計		109,654

中間損益計算書

		自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		60,780
運用受託報酬		11,904
その他営業収益		172
営業収益計		72,858
営業費用		
支払手数料		22,197

ı		
調査費		16,153
その他営業費用		3,849
営業費用計		42,200
一般管理費	1	14,475
営業利益		16,181
営業外収益	2	6,812
営業外費用	3	183
経常利益		22,810
特別利益	4	38
特別損失	5	153
税引前中間純利益		22,695
法人税、住民税及び事業税		5,121
法人税等調整額		927
中間純利益		16,646

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								
		資2		本剰余金 利益剰余金					
			その他	資本		その他利	益剰余金	利益	株主
	資本金	資 本 準備金	資本剰余金	剰余金合計	利 益 準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	剰余金合計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当中間期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
中間純利益							16,646	16,646	16,646
株主資本以外の 項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	8,179	8,179	8,179
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,697	46,989	77,899

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	11	11	86,090	
当中間期変動額				
剰余金の配当			24,826	
中間純利益			16,646	
株主資本以外の項目の				
当中間期変動額(純	85	85	85	
額)				
当中間期変動額合計	85	85	8,094	
当中間期末残高	97	97	77,996	

[重要な会計方針]

1	有価証券の評価基準及び評価 方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定 しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2	運用目的の金銭の信託の評価 基準及び評価方法	時価法によっております。
3	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降 に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以 降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法 によっております。
		(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフト ウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づ く定額法によっております。
4	引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収 不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による 定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理する こととしております。また、退職一時金に係る数理計算上 の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理す ることとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理 することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており ます。

6 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[表示方法の変更]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2018年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

3,847百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

		自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日	
1	減価償却実施額		
	有形固定資産	80百万円	
	無形固定資産	1,318百万円	
2	営業外収益のうち主要なもの 受取配当金	6,538百万円	

3 営業外費用のうち主要なもの

 支払利息
 1百万円

 金銭信託運用損
 121百万円

 時効後支払損引当金繰入
 38百万円

 為替差損
 17百万円

4 特別利益の内訳

投資有価証券等売却益 0百万円 株式報酬受入益 37百万円

5 特別損失の内訳

固定資産除却損 153百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2 配当に関する事項

配当金支払額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額24,826百万円(2)1株当たり配当額4,820円(3)基準日2018年3月31日(4)効力発生日2018年6月25日

金融商品関係

当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	948	948	-
(2)金銭の信託	43,002	43,002	-
(3)未収委託者報酬	25,448	25,448	-
(4)未収運用受託報酬	6,582	6,582	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,700	6,700	-
資産計	82,682	82,682	-
(6)未払金	12,817	12,817	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

未払手数料	8,085	8,085	-
その他未払金	4,704	4,704	-
(7)未払費用	11,109	11,109	-
(8)未払法人税等	1,588	1,588	-
負債計	25,515	25,515	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券2,582百万円、関係会社株式11,477百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末 (2018年9月30日)

1.満期保有目的の債券(2018年9月30日)

該当事項はありません。

2 . 子会社株式及び関連会社株式(2018年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2018年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(17313)	(17713)	(117713)
譲渡性預金	6,700	6,700	-
小計	6,700	6,700	
合計	6,700	6,700	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1株当たり情報

	自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日	
1株当たり純資産額	15,142円86銭	
1株当たり中間純利益	3,231円95銭	

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) (注)1 潜在株式調整後1株当たり中間練利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株「

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益

16,646百万円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益

16,646百万円

期中平均株式数

5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

おがり ピント くか	ノ ハ ノ T 1水エ(ユ 1エ(L 12+00)
有価証券報告書	(内国投資信託受益証券)

		┃銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融┃
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営
		法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*2019}年2月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券 株式会社	5,500百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	

^{*2019}年2月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保 管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類	
2018年 4月25日	有価証券届出書	
2018年 4月25日	有価証券報告書	
2018年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書	
2018年10月31日	半期報告書	

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年3月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

子

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経 理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信の2018年2月11日から2019年2月10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表につ いて監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明す ることにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るため に、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続 は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及 び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査 法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な 表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営 者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信の2019年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了 する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

> 以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月21日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

亀 井 純 子

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士

櫻 井 雄一郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

津 村 健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務 諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認 められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間 財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうよう な重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策 定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度 監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査 法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づ いて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用され る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監 査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。